

## さいたま市区総務課長会議設置要綱

### (設置)

第1条 区行政について、区役所相互及び区役所と局等（さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に掲げる市長公室、都市戦略本部及び局並びに消防局、出納室、水道局及び行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）の連絡調整、意見交換等を行い、もって区行政における市民サービスの向上を図るため、区総務課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (主宰及び構成)

第2条 会議は、市民局区政推進部の参事の職にある者で当該部の長が指定するもの（以下「指定管理職員」という。）が主宰する。

2 会議は、指定管理職員及び区総務課長をもって構成する。

3 指定管理職員は、必要があると認めるときは、会議に係る局等の課長（さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第1課長の項に規定する者をいう。ただし、指定管理職員は除く。以下同じ。）その他の職員を出席させることができる。

### (開催)

第3条 会議は、毎月1回、指定管理職員が別に定める日に開催する。ただし、指定管理職員が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

### (付議手続)

第4条 区総務課長及び局等の課長は、会議に付議すべき事項がある場合は、その件名及び要点を会議が開催される日の6開庁日前までに指定管理職員に通知しなければならない。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、市民局区政推進部において処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。